

記入例と解説

※この調査票は、木造住宅の除却の補助金等交付申請書に添付してください。
 ※調査票により「倒壊の危険性がある」と判断された住宅は、除却の補助申請が可能です。

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時：令和〇年〇月〇日 午前・午後〇時

調査を行った日時を記入。

調査者氏名：〇〇 〇〇

調査を行った者の氏名を記入（押印不要）。
 ※調査者の資格等は問いません。

I) 建築物の概要

1 建築物の所有者：〇〇 〇〇

2 建築物所在地：市 〇〇町 〇〇番地

3 階数：〇 階

例) 2階建ての建築物であれば「2」を記入。

該当する場合はチェック欄にチェックを記入。

注) 2項目のうち両方又はどちらか一方に該当しない場合は本診断の対象外となります（耐震診断が必要です）。

II) 前提条件の確認（いずれも必須）

チェック欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目（1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断）

チェック欄

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	
老朽・腐朽	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損がある	

各項目について、該当する場合はチェック欄にチェックを記入。
 注) 該当する項目が1つ以上ある場合、「倒壊の危険性がある」と判断されます。「(IV) 壁の割合」以降の記入は不要です。
 注) 各項目の例示については、P4を参照してください。

IV) 壁の割合

一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする（別紙1及び2を添付）。

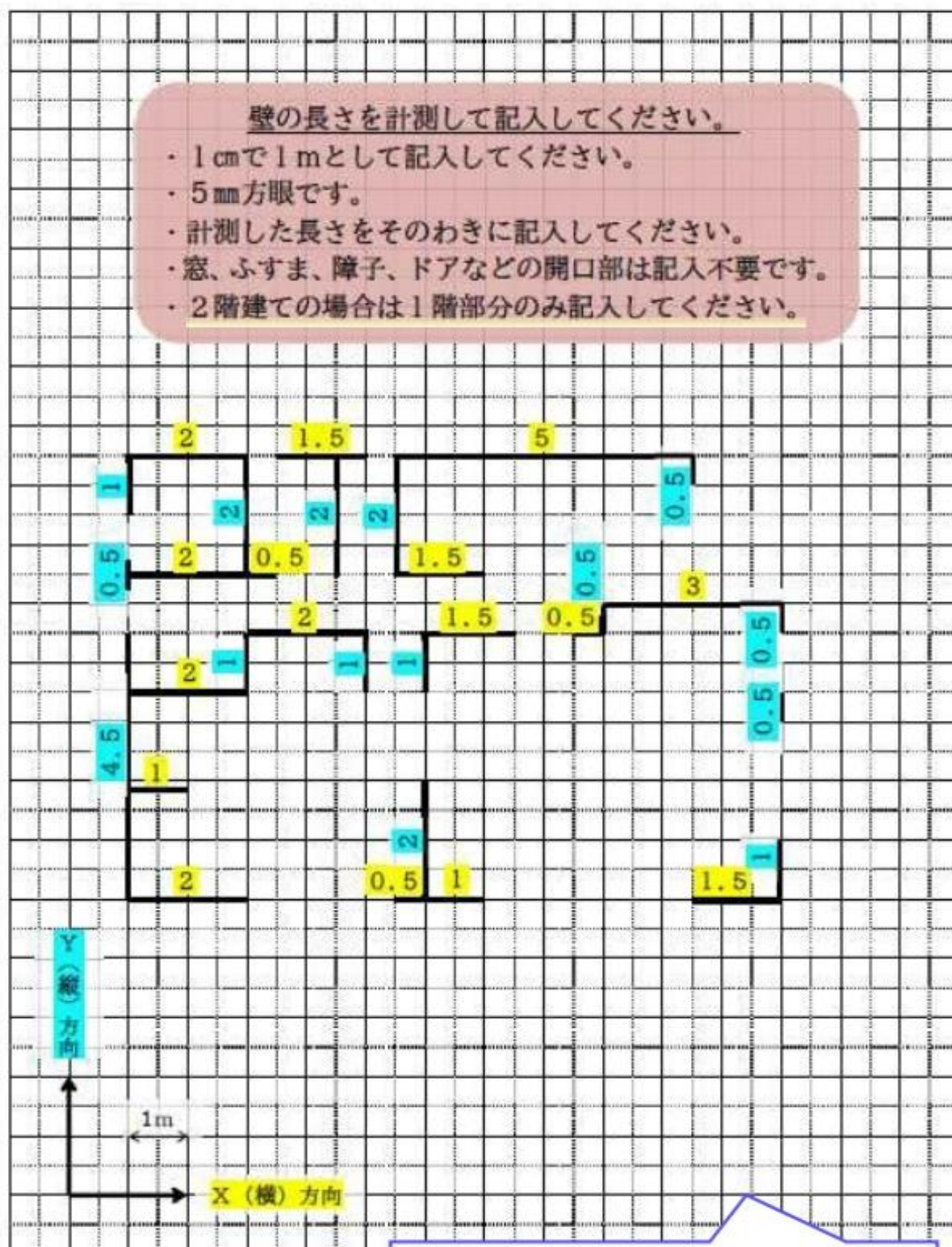
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ) 壁の割合
方向	壁の長さ (m)	建面 (㎡)	イ/ロ	必要値	ハ/ニ
X	27.5	75	0.37	0.20	1.85
Y	20.0	75	0.27	0.20	1.35

注) 「III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目」において1つ以上の該当がある場合は、以降の記入は不要。
 注) この計算は、2階建て以下の住宅の場合に適用できます。3階建て以上の住宅で「III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目」に該当がない場合は、耐震診断を受けてください。

※「わが家の耐震診断と補強方法」（監修 国土交通省 編集 財団法人日本建築防災協会 社会法人日本建築士連合会）の壁の割合の計算に基づく計算方法です。

IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測



①住宅内外の壁の長さを計測してください(2階建ての場合は1階のみ)。

※耐震診断では、特に、方向別の壁の長さが重要です。

②壁を太線で記入し、それぞれの壁の長さをメートル単位としてその脇に書き込んでください。

※窓・ふすま・障子・ドアなどの開口部分は記入不要です。

(イ) 壁の長さの合計

① X (横) 方向

① 27.5 m

建物のX(横)方向の壁の長さの合計を記入。

② Y (縦) 方向

② 20.0 m

建物のY(縦)方向の壁の長さの合計を記入。

①②のうち小さいほうを記入してください。

イ 20.0 m

(ロ) 面積

ロ 75 m²平面図から、面積をm²単位として求めて記入してください。

単位面積あたりの壁の長さを求めます。(イ)欄「壁の長さ」を、(ロ)欄「面積」で割った値を記入。

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ 20.0 ÷ ロ 75 = ハ 0.27

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ 0.20 m

下表から該当するものを選んで記入してください。

※ここでは、平家の軽い屋根として選択しています。

下の表から該当するものを選んで記入してください。

屋根の種類 \ 階数	平 家	2 階建
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレート葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

ハ 0.27 ÷ ニ 0.20 = ホ 1.35

壁の割合を求めます。(ハ)欄を、(ニ)欄「必要壁長さ」で割った値を記入。

V) 添付書類

写真等 (建物の全景及び倒壊の危険性があると判断される箇所)

調査票に写真を添付してください。

①建物の全景(東西南北の方向それぞれ)

②「Ⅲ」一見して倒壊の危険性があると判断できる項目において該当する項目の写真(1項目で複数箇所ある場合は、主なもの)

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目の例示

あくまで目安になりますが、各項目の例示については以下の表を参考にしてください。

箇所	項目	例
建物全体	全体又は一部に崩壊がある	・建物全体が崩壊・落階している ・屋根や外壁の一部が脱落している ・柱が折れている ・外壁に亀裂や穴が生じている
	全体又は一部に変形がある	・建物全体が傾いている ・棟がうねっている ・軒先が垂れている ・柱や壁が傾いている ・床に起伏がある
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	・土地の沈下や建物の沈下が見られる
	基礎がコンクリート以外(玉石、石積み、ブロック等)である	・基礎が玉石、石積み、ブロック、レンガ等である
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	・基礎がひび割れている ・基礎の一部が欠けている ・鉄筋の露出や鉄筋のさび汁が見られる
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	・部材が食害されている(特に床下や小屋裏等の暗くて多湿な箇所を確認) ・白蟻の巣がある ・部材に虫がわいている
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	・部材が湿気等により腐っている ・部材にカビが生えている
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	・部材に穴がある ・部材が欠けている ・部材に亀裂が見られる(表面的なひび割れは不可)

Q&A

Q 調査者に資格等は必要ですか。

A 必要ありません。

Q 調査票は、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅以外の除却の場合も使用できますか。

旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅の建替えの場合にも使用できますか。

A ご使用いただけません。旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅を除却する場合のみ使用できます。

Q 2階建ての建物であっても、「IV) 壁の割合」は1階のみで判定しますか。

A 1階のみで判定してください。

Q 調査票により、倒壊の危険性があると判断されない住宅について耐震診断を受けたところ、「倒壊の危険性がある」という結果でした。耐震診断の結果をもとに除却の補助申請はできますか。

A 申請可能です。

Q 調査票の作成を解体業者に依頼しました。除却の見積書に調査費を計上し、補助対象経費としてよいでしょうか。

A 調査費は、除却の補助対象経費から除いてください。